

令和8年第7回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年7月21日付を以って、同7月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第7回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 保留した農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 制限除外の農地の移動届について

報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第7号 農業会議諮問（農地法第5条）について

出席委員（１２名）

１番	出頭勝美君	２番	笹本真由美君
３番	清宮茂信君	５番	山本清治君
６番	大槻勝敏君	８番	今村太一君
１０番	笠貫順一君	１１番	野口嘉徳君
１２番	大川喜美君	１４番	桐澤いづみ君
１５番	田口茂君	１６番	谷田川延秀君

欠席委員（２名）

７番	橋本正君	１３番	日向寺正志君
----	------	-----	--------

事務局職員出席者（４名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主幹	飯塚亮輔
事務局主幹	出頭隆一

農林水産課出席者（１名）

農林水産課長	寺下暢彦
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後3時01分)

議 長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第7回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、7番橋本正君、13番日向寺正志君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

2番笹本真由美君、3番清宮茂信君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、農用トラック3台、耕運機1台、田植機1台、畔上機1台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約83アール、借入地約481アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、農用トラック1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農作業に従事する日数は年間280日、農地の所有につきましては、自作地約207アール、借入地約823アールでございます。申請地の作付け計画は、ほうれん草を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、トラック5台、動力動噴機2台、農作業に従事する日数は年間175日、農地の所有につきましては、自作地約549アール、借入地約107アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模の整理に伴う土地交換契約により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約522アール、借入地約231アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、

議案書記載のとおりでございます。本件については、先の番号4と関連する案件でございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模の整理に伴う土地交換契約により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約267アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1及び番号2武井地内案件について、6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。調査日は7月26日日曜日でございます。番号1及び番号4、番号5については耕作をしておりました。番号2についてはハウス、倉庫、コンテナがあり、片づけて畑として使用するのはいさし難しいかと判断いたしました。みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

番号1、番号2及び番号4、番号5について大槻委員よりご報告がありました。

次に番号3猿田地内案件について、10番笠貫順一君にお願いします。

10番 はい、10番笠貫です。番号3について27日に現地調査を行いました。

その結果特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。事務局にお伺いしたいのですが、登記簿地目と現況地目と書かれていますが、現況地目は現地を見て判断しているのかそれとも税務課の台帳か、何かをもって現況を判断しているのか教えていただきたいと思ひます。

議長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 事務局より説明させていただきます。谷田川委員から質問のありました現況地目については、鹿嶋市においては、税務課の課税台帳を基に現況地目を判断しているところでございます。以上でございます。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、わかりました。これは申請あがったもの全てその月に税務課が調査に行くわけですか。

議長 長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 はい。こちらの方はあらかじめ農業委員会サポートシステムに税務課より課税台帳と突合したデータが入っておりますので、現地確認等による判断はしておりません。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 そうすると、その課税台帳は直近のものではなく、去年のものであるという判断でいいですか。

課長補佐 はい、お答えさせていただきます。1月1日基準日での内容となっております。

16番 わかりました。ありがとうございました。

議長 長 よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。

3番 はい、議長。

議長 長 3番清宮茂信君。

3番 3番清宮です。今、大槻委員の説明で番号2の件でございますが、確認して如何なものかという言葉がありましたので事務局の方から事細かく説明をいただければと思います。

議長 長 事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事務局 番号2についてでございますが、倉庫が建っている状況でございましたが、3条で申請した後に速やかに制限除外の農地の移動届を出す予定でございます。

課長補佐 補足させていただきます。今回の番号2につきましては、大槻委員より確かに踏み固めて既に農地の様相を呈していないところではございますが、今回所有権を移転することによってはじめて制限除外による農業用倉庫の申請を出す要件となりますので、先ほど出頭から説明のありましたこの3条の申請、許可後、速やかに制限除外を改めて農業用倉庫の申請を始末書付きで出していただくという形になる予定でございます。

議長 長 清宮委員よろしいでしょうか。

3番 はい。従いまして、今の説明の順序に従っていけば問題はないということですね。

課長補佐 はい、3条によって所有権をもってその後制限除外で既に建ってしまった様相を適法にすると形で問題は解消されると思っております。

3番 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 長 2番については大丈夫ということで大槻委員よろしいでしょうか。

6番 はい、分かりました。

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 長 次に、議案第2号「保留した農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第2号番号1について説明させていただきます。

本議案は、先月の6月総会において許可等の決定を保留とした案件でございます。本件土地については、議案書のとおり大野土地改良区にて書類等の確認をし、土地改良区への編入がされておりました。また、基盤整備事業が施行された10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地と隣接しておりますことから、第1種農地と判断し、太陽光発電施設の設置において、立地基準に適合しないことを説明し、不許可の可能性のある旨を事業者及び地権者に伝えましたところ、事業者より申請取り下げの意思表示がござ

いました。その後、本件申請につきましては、申請取り下げの願出が提出されましたことから、取り下げ処理を行い許可不許可の判断を行うことが無くなったところです。

議長 ご苦勞様でした。ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「令和8年6月総会における保留案件」については、許可申請取り下げ願出のとおり決定することとします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン正式申し込みの案内写が添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

続きまして番号2について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金

計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン正式申し込みの案内写が添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

続きまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、株式会社●●●●●●との電気売買契約書の写し及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

続きまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社との系統連系受電サービス料金の案内及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、借入での事業資金の用意を予定しており、株式会社●●●●●●との金銭消費貸借契約書の写しと株式会社●●●●●●の取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

続きまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力需給契約申込書の写し及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写し

が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書の写しが添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

続きまして番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力需給契約申込書の写し及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書の写しが添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

最後に番号7について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社との系統連系受電サービス料金の案内及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、借入での事業資金の用意を予定しており、株式会社●●●●●●との金銭消費貸借契約書の写しと株式会社●●●●●●の取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年7月3日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番谷田川延秀君。

16番　はい、16番谷田川です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、7月17日金曜日でございます。調査委員につきましては、

今村会長代理，出頭委員そして私と事務局より飯島課長補佐，小林主幹の5名で調査を行いました。申請人，申請地及び概要につきましては，議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号7につきまして，事務局から添付書類等の説明を受け，現況を確認したところ，申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程，よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。地元委員さんご意見ございませんか。

6番 はい，議長。

議長 6番大槻勝敏君。

6番 この太陽光発電のパネルのワット数ですが，595とか550とか色々様々ですが，これは大きさが違いが分かりますが，蓄電池，これはどういうものかお聞きしたい。

議長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 事務局より蓄電池についてご説明させていただきます。蓄電池につきましては，みなさん車に付いているバッテリーを想像してしまいがちですが，屋外にある蓄電池につきましては，分かりやすい例えで言いますと，縦型のボイラーみたいな形で，若しくは物置の小さいものみたいな縦に長い構造物になっており，それが縦に三段四段と重なることによって蓄電の量が変わってくるところでございます。また，今回の議案にある蓄電池につきましては，屋外の野建てでの設置が可能な物になっておりますので，小屋とかは付けず，コンクリート敷した上に配線等をして蓄電池を重ねていき接続をするという形になっておりますので，大きさ的には1個当たり高さ幅合わせると長方形で5平方メートル位に収まってしまうかという形の四角い構造物になっております。

議長 6番大槻勝敏君。

6番 はい分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにご意見ご質問等ございませんか
それではお諮りいたします。

議案第３号について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」番号１ないし番号７については、原案のとおり許可することといたします。

議長 次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

令和８年７月１０日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に農林水産課に説明を求めます。

農林水産課長寺下暢彦君。

農林課長 議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

今回につきましては、貸借期間６年から１０年の土地のみとなっております。まず新規ですが、田について７筆８，２４２平方メートル、畑について６筆７，５８６平方メートル、合計１３筆１５，８２８平方メートルとなっております。次に再設定ですが、田について２７筆４４，２１５平方メートル、畑につきましては１０筆２３，８８７平方メートルとなっており、合計３７筆６８，１０２平方メートルとなっております。これら新規と再設定の総合計ですが、田につきましては合計３４筆５２，４５７平方メートル、畑につきましては合計１６筆３１，４７３平方メートル、合わせて５０筆８３，９３０平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第４号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長　異議なしと認め、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長　次に、議案第５号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。
はじめに事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

事務局　議案に入る前に訂正をさせていただきたいと思います。３１ページ議案第５号になります。計画変更の内容のところで（１）鹿島１地区の区域内面積１９５．５ヘクタールとなっているところですが、正しくは１９５．３ヘクタールでございます。鹿島１地区の変更は畑０．００３ヘクタールですので、区域内面積は変わらない面積となりますので、訂正させていただきます。

議長　農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

農林課長　議案第５号「地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画の変更は、記載の２地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。まず、鹿島１地区ですが、畑０．００３ヘクタールを減少し、区域内面積１９５．３ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のナンバー１の内容となっており、鹿島１地区におきましては明石地内での宅地が転用目的となっております。

次に大野６地区ですが、田０．３８ヘクタールを減少し、区域内面積を２４８．２に変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願

ます。表のナンバー 2 からナンバー 4 の内容となっており、大野 6 地区におきましては林地内及び中地内での太陽光発電施設が転用目的となっており
ます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案 5 号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案の
とおり承認することと決定いたします。

議 長 続いて、日程第 4 報告第 1 号ないし報告第 7 号についてであります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、ない
し報告第 7 号「農業会議諮問について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規
程第 6 条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議 長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和 8 年第 7 回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 3 9 分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
